

泉南市文書管理システム環境構築保守業務
公募型プロポーザル実施要領

令和5年6月

泉南市

1. 目的

本市では、現在、紙媒体による文書管理を行っているが、保存文書の増加に伴い、文書の所在把握や管理が年々困難になってきており、必要な文書の検索等に相当の時間を要するなど、様々な課題が生じている。

また、書面主義、押印原則、対面主義の慣行について社会的な見直しが進められている中、本市においても、従来の押印による決裁処理について、その必要性を改めて検討し、必要な見直しを行うことが求められている。

このような課題の解決に向け、作成から廃棄までの公文書のライフサイクルをシステム上で一元的に管理することにより文書事務の効率化、職員負担の軽減及び文書管理の適正化を図るため、電子決裁を含む総合的な文書管理システム（以下「システム」という。）を導入することとした。

本要領は、導入するシステムの環境構築保守業務を受託者が実施するに当たり、公募型プロポーザル方式によりその委託契約の相手方となる候補者を選定する手続きについて必要な事項を定め、本市の示す条件に最も適した事業者を厳正かつ公平に選定することを目的としたものである。

2. 事業概要

(1) 事業名

泉南市文書管理システム環境構築保守業務

(2) 事業内容

「泉南市文書管理システム環境構築保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 事業期間

① システム構築期間：契約開始日から令和6年3月31日まで（仮運用期間含む。）

② 運用保守期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

なお、①・②の業務については、それぞれ別契約とする。

(4) 提案上限価格

① システム構築費：10,801千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※文書管理の運用改善に係る費用を含むものとする。

② 運用保守費（5年間：60箇月）：31,415千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※運用保守費については、システム構築業務完了後、システム稼働までに地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約にて契約締結を予定している。

(5) 支払条件

① システム構築費：システム構築業務完了後、令和6年5月末までに一括支払いするものとする。

② 運用保守費：令和6年4月から令和11年3月までの各月ごとに、当月分を翌月末までに支払いするものとする。

(6) 選定スケジュール

以下のスケジュールにて選定を行うものとする。

No.	項目	日程
1	公募開始	令和5年6月29日(木)
2	参加申込書提出期間	令和5年6月29日(木)から令和5年7月6日(木)まで
3	参加資格審査結果通知	令和5年7月10日(月)
4	質問書の提出期間	令和5年7月14日(金)から令和5年7月19日(水)まで
5	質問書に対する回答期限	令和5年7月25日(火)
6	企画提案書受付期間	令和5年7月14日(金)から令和5年7月31日(月)まで
7	プレゼンテーション及び 選定委員会	令和5年8月8日(火)の指定する時間
8	選定結果の通知および公表	令和5年8月18日(金)(予定)

※スケジュールは現時点の予定であり、変更になる場合は別途通知します。

(7) 実施要領および仕様書等関係書類の提供

下記のことを資料として提供する。なお、提供方法は、本市ウェブサイトからのダウンロードによるものとする。

- ① プロポーザル実施要領(本紙)
- ② 業務仕様書(別紙1)
- ③ 機能要件確認表(別紙2)
- ④ 企画提案書作成要領(別紙3)
- ⑤ 参加申込書(様式1)
- ⑥ 暴力団等排除に関する誓約書(様式2)
- ⑦ 文書管理システム構築及び保守業務実績調書(様式3)
- ⑧ 企画提案書表紙(様式4)

3. 担当部局

泉南市役所 行政経営部 デジタル推進課(担当:松野)

〒590-0592 大阪府泉南市樽井1丁目1-1

TEL: 072-429-9092(直通)

FAX: 072-483-0325

メール: digital@city.sennan.lg.jp

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 参加資格について

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない者であること。
- ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者、又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始申立てをしなかった者又は更生手続開始申立てをなされなかった者とみなす。
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項及び第 19 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定による破産手続開始の申立てをしている者、又は破産手続開始の決定がされている者でないこと。
- ⑤ 募集開始日において、プライバシーマークの認定及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証を取得しており、適切に更新がなされていること。
- ⑥ 泉南市暴力団等排除措置要綱（平成 22 年 10 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- ⑦ 近畿 2 府 4 県に本店または支店、営業所などの事業活動拠点を持し、その拠点に所属する要員が構築及び保守業務に従事することができること。
- ⑧ 過去 5 年の間に元請として、人口がおおむね 5 万人以上の市区町村において文書管理システムの構築・運用事業を履行した実績（平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に着手、完了した業務）を有していること。
ただし、システム構築業務については、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に完了していること。
- ⑨ 本業務と同種・同程度の業務に 1 件以上従事した経験を有する者を従事させることができるとともに、本業務を確実に遂行することができること。
- ⑩ 泉南市建設工事等指名停止要綱（平成 15 年 7 月 28 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑪ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(2) 参加申請書類の提出

本事業への参加を希望する者（以下「参加表明者」という。）は、下記の期日までに次の各項に掲げる参加申請書類（以下「参加表明書」という。）を提出し、本市のプロポーザル参加資格（以

下「参加資格」という。) 審査を受けなければならない。

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 会社の概要資料
- ③ 財務書類又はこれに類する書類
直近3年の損益計算書及び貸借対照表、直近の決算報告書等。
- ④ 文書管理システム構築及び保守業務実績調書(様式3)
- ⑤ プライバシーマーク及びISMSの認定登録証の写し
- ⑥ 履歴事項全部証明書(写し、申請日以前で3か月以内のもの)
- ⑦ 印鑑証明書(写し、申請日以前で3か月以内のもの)
- ⑧ 委任状(本社以外で取引を希望される場合)
- ⑨ 納税証明書(完納証明書又は未納税額のない証明)(写し)
法人の場合 ・法人税並びに消費税(様式その3の3)
・都道府県税で未納がない旨記載の証明書(未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の法人事業税納税証明書)
個人の場合 ・申告所得税並びに消費税(様式その3の2)
・都道府県税で未納がない旨記載の証明書(未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の個人事業税納税証明書)
※ 本社以外で取引を希望される場合、本社および委任先の都道府県税で未納がない旨記載の証明書(未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の法人事業税納税証明書)を提出してください。
- ⑩ 暴力団等排除に関する誓約書(様式2)
※ ⑥～⑩は泉南市入札参加資格審査等に関する要綱(平成13年7月2日制定)に基づく令和5年度入札参加資格がない場合に提出すること。

(3) 提出期限

令和5年7月6日(木) 午後3時まで

(4) 提出場所

「3. 担当部局」のとおり

(5) 提出方法

持参又は郵送(提出期限必着)

※郵送の場合は、提出期限までに到達したことを証するため、配達証明付き郵便とすること。

(6) 参加資格審査結果通知書及び企画提案書提出要請

参加表明書の内容を確認の後、令和5年7月10日(月)に参加表明者全員へ、参加資格確認結果を電子メールで通知する。なお、参加資格が確認された参加者(以下「提案者」という。)については本通知書をもって企画提案書提出要請とする。

(7) 参加資格を有さない場合の説明要求

参加資格が「無」との通知を受け取った参加表明者は、参加資格がないとされた理由について説明を求められることができる。その場合は、令和5年7月14日（金）までに、書面（様式任意）を持参又は郵送により「3 担当部局」へ提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限までに到達したことを証するため、配達証明付き郵便とすること。また、それに対する回答は、令和5年7月20日（木）までに書面にて通知する。

(8) その他留意事項

- ① 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は参加資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できない。
- ② 参加表明書の作成又は提出に係る費用は、提案事業者の負担とする。
- ③ 提出された参加表明書は、返却しない。
- ④ 提出された参加表明書は、参加資格の確認及び優先交渉権者の特定以外に提案者に無断では使用しない。
- ⑤ 提出後における参加表明書の差し替え又は再提出は認めない。
- ⑥ 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- ⑦ 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

5. 質問書の提出

(1) 質問受付期間

令和5年7月14日（金）午前9時から令和5年7月19日（水）午後3時までとする。

(2) 提出場所

「3. 担当部局」のとおり

(3) 提出方法

- ① 様式は任意様式とする。
- ② 電子メールにて提出すること（提出期間内必着）。なお、ファックス及び口頭（電話等）での質問は受け付けない。
- ③ 件名は、「【質問】泉南市文書管理システム環境構築保守業務」とすることとし、質問書送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。なお、受信確認は、上記「(1)質問受付期間」中の土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- ④ 上記「(1)質問受付期間」外に提出された質問は、一切受け付けないので留意すること。

(4) 回答方法

当該質問者に対し、電子メールにて回答書を送付する。ただし、全事業者に係る質問への回答については、泉南市ウェブサイト（<https://www.city.sennan.lg.jp/>）において公表する。（質問者の事業者名は公表しない。）

上記の回答は、令和5年7月25日（火）午後5時までに行う。

6. 企画提案書等関係書類の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式4）

- (ア) 表紙のみ「様式4」を使用すること。
- (イ) 企画提案書作成要領（別紙3）に従って記入すること。
- (ウ) 工程、業務実施体制については具体的に記載すること。
- (エ) 企画提案書に記載した内容は、事業者が提案する費用見積額の範囲内で実施可能なものとする。

② 機能要件確認表（別紙2）

- (ア) 企画提案書の最後に綴じ込むこと。（①の頁数には含めない。）
- (イ) 既定の書式に記載している各種機能について、それぞれ対応する記号（※以下のとおり）を記入した上で提出すること。

【記号対応表】

対応の可否	記号
標準仕様で対応可	◎
カスタマイズ対応	○
代替案にて対応	△
対応不可	×

なお、必須機能項目に「◎」又は「○」が記入されていない場合は、失格とする。

③ 費用見積書（任意様式）

- (ア) 見積金額には、消費税、地方消費税及び仕様書に定める一切の費用を含めること。
- (イ) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、費用見積書の上限は「2事業概要」(4)に示す金額とする。
- (ウ) システム構築費と運用保守費は、分けて記載すること。
- (エ) 費用見積書には、明細を添付すること。
- (オ) 令和5年度から令和10年度までに係るすべての経費（導入費・運用費等を合わせた全ての経費）を算出すること。なお、機能要件を満たすためにカスタマイズ対応が必要な場合は、当該費用に伴う経費も併せて記載すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本6部（簡易製本して提出すること。）

(3) 提出期間

令和5年7月14日（金）から令和5年7月31日（月）午後3時までとする。

(4) 提出場所

「3. 担当部局」のとおり

(5) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

※ 郵送の場合は、提出期限までに到達したことを証するため、配達証明付き郵便とすること。

(6) その他留意事項

- ① 企画提案書の作成又は提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出期間は、理由の如何を問わず一切、延長しない。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、参加資格の確認及び優先交渉権者の特定以外に提案者に無断では使用しない。
- ⑤ 提出後における企画提案書の追加、削除および差し替え等は、いかなる理由があろうとも認めない。
- ⑥ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- ⑦ 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

7. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された企画提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施予定日

令和5年8月8日（火）の本市が指定する時間

(2) 所要時間（準備時間を除く）

プレゼンテーション：20分 ヒアリング：30分 合計50分

(3) 開催場所

泉南市役所もしくは市内の市施設（会場未定）

(4) 審査項目

審査は、各審査基準項目ごとに実施する。それぞれの配点は、次のとおりとし、合計評価点数（500点満点）の最も得点の高い事業者を優先交渉権者として選定する。

No.	審査基準項目	配点
1	企画提案評価	300点
2	機能要件	100点
3	価格評価	100点
	合計	500点

- ※ 価格評価は、提案者のうち最低価格（見積り）を提示したものを第1位とし価格評価点100点を付与する。その他の価格点は最低価格と当該提案者の見積金額との比率を用いた次式により算出する。

$$\text{価格評価点} = 100 \text{点} \times (\text{最低価格} \div \text{当該提案者の見積金額})$$

小数点以下第1位を四捨五入する。

(5) その他留意事項

- ① プレゼンテーションの参加人数は、5人以内とする。
- ② プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って行うものとする。
- ③ プレゼンテーションには、企画提案書作成要領に記載のある各項目ごとに指定された記載事項の内容について重点的に説明を加えること。
- ④ プレゼンテーションは、スクリーンに映写し、説明すること。
- ⑤ プレゼンテーションに必要な機材は、プロジェクター及びスクリーンを除き、提案者が用意すること。
- ⑥ プレゼンテーション及びヒアリングは、提案者が1者の場合でも行う。
- ⑦ 提出された企画提案書に添付していなかった資料を新たに提出することはできない。
- ⑧ プレゼンテーション及びヒアリングに関する詳細な情報は、プレゼンテーションに参加する事業者に関別々に通知する。

8. 優先交渉権者の選定方法

- (1) 提出された企画提案書を基に、プレゼンテーション等を通して、泉南市文書管理システム環境構築保守業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て、当該業務について最適なものを優先交渉権者として選定する。
- (2) 委員会の審議は、非公開とする。
- (3) 合計評価点数（500点満点）の最も得点の高い事業者を優先交渉権者として選定する。
- (4) 合計評価点数が同点の場合は、機能要件評価の得点が高い者を上位とする。
- (5) 合計評価点数が同点であり、かつ、機能要件評価の得点が高点の場合は、企画提案評価の得点が高い者を上位とする。
- (6) 次順位者の繰上げ
優先交渉権者が委託契約を締結できない何らかの事由が生じた場合、次順位以下となった提案者のうち、合計評価点数が上位であった者から順に、委託契約の締結についての交渉を行うものとする。
- (7) 企画提案評価点及び機能要件評価点の合計評価点数400点満点に対し、その6割である240点を最低基準点とし、最低基準点を満たさない場合は優先交渉権者及び次点者に選定しません。

9. 契約

- (1) 仕様書及び優先交渉権者の企画提案書の記載事項をもとに、協議の上、泉南市財務規則に基づき契約を締結する。

- (2) 契約予定日 令和5年8月下旬予定
- (3) 優先交渉権者は、本市との契約締結日までに、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 - ① 債務不履行により生ずる損害金の支払いを補填する履行保証保険契約を締結した場合
 - ② 優先交渉権者が過去2年間の間に本市、国または他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって履行した実績があり、実績を記載した契約保証金免除申請書を提出し、本市が承認した場合。
- (4) 契約保証金についてはシステム構築費及び保守運営費の契約ごとに納付するものとする。なお、前記①及び②に該当する場合であっても、システム構築費及び保守運営費の契約ごとに免除の手続きを行うものとする。

10. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。なお、(1)から(5)に該当した場合は入札に準じて指名停止の措置を講ずることとする。

- (1) 委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の提案者と提案内容及びその意思について相談した場合
- (3) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (4) 企画提案書類の虚偽の記載があった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (6) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (7) 提出書類に不備があった場合
- (8) この要領で示した、提出期限、提出場所、提出方法、その他留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (9) プレゼンテーション及びヒアリングを正当な理由なく欠席した場合

11. 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果については、令和5年8月18日（金）（予定）に「審査結果通知書」を電子メールにて提案者全員に送付する。
- (2) 泉南市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに従い、選定後、次の各号に掲げる事項を公表します。
 - ア 選定事業者（優先交渉権者）名並びにその提案金額と評価点
 - イ 全提案事業者の名称（申込順）
 - ウ 全提案事業者の評価点（得点順）
 - エ その他必要な事項※ただし、提案事業者が2者の場合は、ウは公表しません。
- (3) 選定結果に関する情報については、泉南市ウェブサイト（<https://www.city.sennan.lg.jp/>）において公表する。

- (4) 審査経過及び審査内容については、泉南市情報公開条例（平成 11 年泉南市条例第 17 号）等関連規定に基づき不開示とする。また、審査結果に対する問い合わせには一切応じない。

12. 各関係法令の遵守

優先交渉権者は、各関係法令並びに泉南市条例、規則、規程及び要綱を遵守するものとする。